岩手県介護従事者確保事業費補助金交付要綱

制定 平成27年11月4日付け長第814号 改正 平成28年10月28日付け長第721号 改正 平成29年8月4日付け長第480号 改正 平成31年3月15日付け長第1061号 改正 令和3年9月30日付け保福第280号 改正 令和5年5月1日付け長第129号

(目的)

第1 岩手県内において、多様な人材の参入促進、資質の向上及び労働環境・処遇の改善の観点から介護人材の確保を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第64号)第4条の規定により作成した岩手県計画(以下「県計画」という。)で 定める事業のうち介護従事者の確保に関する事業について、当該事業の事業主体が補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

- 第2 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県計画で定める事業のうち別表 第1の事業区分の欄に掲げる事業とする。
- 2 補助対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、事業区分ごとに次の各号のいずれ かに該当する者とする。
 - (1) 市町村
 - (2) 介護福祉士の養成施設又はその団体
 - (3) 介護サービス事業者又はその団体
 - (4) 介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体
 - (5) その他知事が適当と認める団体
- 3 補助金額は、次項により事業区分ごとに算出した補助金額の合計額とする。
- 4 事業区分ごとの補助金額は、補助基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額以内の額とし、 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 5 事業区分ごとの補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業区分ごとに、補助金額の変更を伴わない場合であって、別表第1に掲げる経費の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日か

ら起算して15日以内とする。

(補助金交付決定前の事業着手)

第5 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ岩手県介護従事者確保事業費補助金交付決定前事業着手協議書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況を岩手県介護従事者確保 事業遂行状況報告書(様式第10号)により知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

- 第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務 を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の 業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、 帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を 附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の 完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県介護従事者確保事業費補助金前金払請求書(様式第11号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第12号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第1 (第2関係)

表第1 (第2関			
事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
介護の仕事	知事が必要	学校の生徒や地域住民等を対象として講座、イベン	事業効果
理解促進事	と認めた額	ト、普及啓発活動その他の介護の仕事への理解を深	が全県に
業(魅力発	(事業効果	める事業 (次欄に掲げる事業を除く。) を実施する場	,
信)	が全県に及	合に要する経費で次に掲げるもの。	及ぶもの
	ぶものは	(1) 報償費	10/10
	3,000 千円以	(2) 旅費	
	内)	(3) 需用費	その他
		(4) 役務費	•
		(5) 委託料	1/2
		(6) 使用料及び賃借料	
介護の仕事	知事が必要	学校の生徒や地域住民等を対象として介護現場にお	1/2
理解促進事	と認めた額	ける職場体験を実施する場合に要する経費で次に掲	
業(職場体		げるもの。	
験)		(1) 報償費	
		(2) 旅費	
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	
		(5) 委託料	
		(6) 使用料及び賃借料	
キャリアア	知事が必要	介護従事者のキャリア段階に応じたキャリアアップ	1/2
ップ研修支	と認めた額	や組織内でキャリアアップに係る支援を行う職員を	
援事業		育成するための研修を実施する場合に要する経費で	
		次に掲げるもの。	
		(1) 報償費	
		(2) 旅費	
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	
		(5) 委託料	
		(6) 使用料及び賃借料	
新人介護職	知事が必要	介護施設・事業所で働く管理者、中堅職員等を対象	事業効果
員指導者支	と認めた額	に、新人職員を支える組織体制の理解醸成及びその	
援事業		手段となる技術の習得等を目的とした研修を実施す	が全県に
122 1.76		る場合に要する経費で次に掲げるもの。	及ぶもの
		(1) 報償費	10/10
		(2) 旅費	10/10
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	その他
		(5) 委託料	1/2
		(6) 使用料及び賃借料	
雇用管理改	知事が必要	介護施設・事業所における人事考課制度等の導入を	事業効果
善方策普	と認めた額	促す研修を実施する場合に要する経費で次に掲げる	
及•促進事業	(事業効果	に が が 多で	が全県に
人 风烂事术	が全県に及	(1) 報償費	及ぶもの
	ぶものは	(2) 旅費	10/10
	1,000 千円以	(3) 需用費	10/10
	内)	(4) 役務費	
	r 1)	(5) 委託料	その他
		(6) 使用料及び賃借料	1/2
		(ロ) 使用作及い具質性	1/2

介護職員等合同入職式開催事業	知事が必要と認めた額	介護職員が所属を越えて同期の絆を深め、同期との 研修を通じて相互の資質や意欲を高めるとともに、 早期の離職防止及び定着促進を目的とした全県を対象とする合同入職式を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	10/10
助け合いに よる生活支 援の担い手 の養成事業	知事が必要と認めた額	高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を実施する場合に要する経費で、次に掲げるもの(ただし、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から養成を行う場合に限る。)。	事業効果 が全県に 及ぶもの 10/10 その他 1/2
		 (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (4)役務費 (5)委託料 (6)使用料及び賃借料 	
介護未経験る子のでである。	知事が必要と認めた額	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員としての基本的な知識・技術を習得するための研修(介護職員初任者研修は除く)や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費で次に掲げるもの(他制度において支援を受けている者は除く。)。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	1/2

业社与长年	<u> </u>	ルはとしてとつこって、のは、上来オールフルケナ原の	****
地域包括ケーアシステム	知事が必要	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の	事業効果
構築・推進に	と認めた額	担い手やサービスの開発等を行う人材(生活支援コ	が全県に
資する人材		ーディネーター) 育成等のほかそれを全体で調整す	及ぶもの
育成・資質		る地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を	10/10
向上事業		推進するための人材(医師、歯科医師、薬剤師、保	
		健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)	その他
		の資質向上を支援する場合に要する経費で次に掲げ	1/2
		るもの。	
		(1) 報償費	
		(2) 旅費	
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	
		(5) 委託料	
		(6) 使用料及び賃借料	
介護事業所	知事が必要	介護事業所における利用者等からのハラスメント対	事業効果
におけるハラスメント	と認めた額	策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー	が全県に
対策推進事	(事業効果	補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講	及ぶもの
業	が全県に及	じて介護職員の離職を防止するために要する経費で	10/10
	ぶものは	次に掲げるもの。	
	1,000 千円以	(1) 報償費	その他
	内)	(2) 旅費	1/2
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	
		(5) 委託料	
		(6) 使用料及び賃借料	
外国人介護	知事が必要	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設	1/2
人材受入れ 施設等環境	と認めた額	等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケー	
整備事業		ション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人	
		職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支	
		援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境	
		整備を推進するために要する経費で次に掲げるも	
		の。	
		(1) 報償費	
		(2) 旅費	
		(3) 需用費	
		(4) 役務費	
		(5) 委託料	
		(6) 使用料及び賃借料	
	<u> </u>		

別表第2 (第8関係)

衣舟 △ (舟 ○)		157 5	r	
条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条	1 岩手県介護従事者確保事	様式第1号	1 部	別に定める
の規定によ	業費補助金交付申請書			
る書類	2 岩手県介護従事者確保事	様式第2号	1部	
	業費補助金交付申請額一覧			
	表			
	3 岩手県介護従事者確保事	様式第3号	1 部	
	業費補助金事業計画書			
	4 収支予算書	様式第4号	1部	
	5 その他知事が必要と認め		1部	
	るもの			
規則第6条	1 岩手県介護従事者確保事	様式第5号	1 部	当該事業の変更(中
第1項第1	業費補助金変更(中止、廃			止、廃止)を行う日
号、第2号及	止)申請書			の 14 日前まで
び第3号の	2 岩手県介護従事者確保事	様式第2号	1 部	
規定により	業費補助金交付申請額一覧			
承認を受け	表			
る場合の書	3 岩手県介護従事者確保事	様式第3号	1 部	
類	業費補助金事業変更計画書			
	4 収支予算書	様式第4号	1部	
	5 その他知事が必要と認め		1部	
	るもの			
規則第 13 条	1 岩手県介護従事者確保事	様式第6号	1部	当該事業が完了した
第1項の規	業費補助金実績報告書			日(規則第6条第1
定による書	2 岩手県介護従事者確保事	様式第7号	1部	項第3号に規定する
類	業費補助金精算額一覧表			事業の中止又は廃止
	3 岩手県介護従事者確保事	様式第3号	1 部	の承認を受けた場合
	業費補助金事業実績書			には、当該承認の通
	4 収支決算書	様式第4号	1 部	知を受理した日)か
	5 岩手県介護従事者確保事	様式第8号	1 部	ら起算して30日以内
	業費補助金請求書			又は交付の決定を受
	6 その他知事が必要と認め		1 部	けた年度の3月31日
	るもの			のいずれか早い日

番号年月

岩手県知事様

(市町村の長)又は所在地
名称
代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金交付申請書

標記事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額 金 円

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金交付申請額一覧表

補助事業者名

(円)

		(1 47
事業区分	補助金額	備考
合 計		

注) 変更交付申請にあっては、事業費及び補助金交付申請額は2段書き(上段:変更前の金額を括弧書き、下段:変更後の額)とすること。

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金事業(変更)計画(実績)書

補助事業者名	
事業区分	

- 1 事業目的
- 2 事業内容
- 3 事業実施体制
- 4 事業効果
- 5 事業実施スケジュール

着手(予定)日: 年 月 日 完了(予定)日: 年 月 日

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

6 事業費及び補助金額

項目	金額(円)又は補助率	積算内訳
総事業費 計 A=B+C		
補助対象経費 B		
(内訳 費目ごとに記載)		
補助対象外経費 C		
(内訳 費目ごとに記載)		
寄附金その他の収入額 D		
事業費差額 E=A-D		
補助基準額 F		
補助対象事業費 G		B、E及びFを比較して最も少ない額
補助率 H		
補助金額 I=G×H		

- ※ 行が不足する場合は適宜追加すること。
- 注1) 本紙は事業区分ごとに別葉で作成すること。
- 注2) 変更計画書の作成に当たっては、変更内容が分かるように記載すること。「6 事業費及び補助金額」の金額の記載においては、2段書き(上段:変更前の額を括弧書き、下段:変更後の額)とすること。
- 注3) 実績書には、事業の実施状況が分かる書類を添付すること。

収支予算(決算)書

補助事業者名

(円)

	事業区分費目			計
	岩手県介護従事者 確保事業費補助金			
収	事業者負担額			
入	寄付金その他の収 入			
	計			
	補助対象経費 の支出額			
支出	補助対象経費 以外の支出額			
	計			

上記のとおり議決されていることを証明します。 (上記のとおり予算(決算)案を提出することを確約します。)

代表者氏名

番号年月日

岩手県知事 様

 (市町村の長)
 又は
 名称

 代表者名
 人

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金変更(中止、廃止)申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記により変更(中止、廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 交付変更額

 交付決定済額
 金
 円

 変
 更
 金
 円

 変更後申請額
 金
 円

番号年月日

岩手県知事 様

(市町村の長)又は所在地
名称
代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で交付決定の通知のあった標記事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金精算額一覧表

補助事業者名

(円)

事業区分	補 助	備	考	
	交付決定額	精算額		
合 計				

番号年月日

岩手県知事 様

 (市町村の長)
 又は
 所在地

 名称
 代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で交付決定の通知のあった標記事業について、事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を請求します。

金

補助金交付決定額 金 円

岩手県知事様

(市町村の長)又は所在地
名称
代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金交付決定前事業着手協議書

年 月 日付け 号で補助金の交付を申請したこのことについて、補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるので、下記のとおり協議します。

記

- 1 補助金交付決定前に着手する理由
- 2 着手予定日
- 3 協議条件
 - (1) 補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
 - (2) 事業着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内においては、事業計画の変更は行わないこと。
 - (3) 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。

岩手県知事 様

(市町村の長)又は所在地
名称
代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった岩手県介護従事者確保事業について、 年 月 日現在における遂行状況を別紙のとおり報告します。

(様式第10号別紙)

年度岩手県介護従事者確保事業遂行状況(年月日現在)

補助事業者名	
事業区分	

1 事業実施スケジュールの状況

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	備考

2 事業の遂行状況

事業費 (円)	執行済額(円)	執行率(%)	備 考
A	В	B/A	

- 注1) 本紙は事業区分ごとに別葉で作成すること。
- 注2) 「1 事業実施スケジュールの状況」は、計画と実績を容易に比較対照できるように、2段書き(上段:計画、下段:実績)とすること。また、予定と比較して実績が著しく遅延している場合は、その理由を備考欄に記載すること。
- 注3) 「2 事業の遂行状況」の「執行済額 B」は、報告時点における契約済の額を記載すること。

岩手県知事様

(市町村の長)又は所在地
名称
代表者名

年度岩手県介護従事者確保事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記事業について、前金払いを受けたいので、関係書類を添えて請求します。

金

 補助金交付決定額
 金
 円

 受
 額
 金
 円

 今
 回
 請
 求
 額
 免

 残
 額
 金
 円

- 1 前金払いを必要とする理由
- 2 添付書類 資金計画書

資金計画書

(月までの実績、 月から3月までの見込み)

(円)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	計
収入														
	計													
支出														
	計													
収支差	額													

[※] 請求月の前月までの実績は適宜1列にまとめて記入して差し支えない。

[※] 行が不足する場合は適宜追加すること。

岩手県知事 様

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で交付決定の通知のあった 年度岩手県介護従事者確保事業費補助金について、岩手県介護従事者確保事業費補助金第10の規定により、下記のとおり消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告する。

訂

1 規則第13条の事業実績報告による補助金精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額のうち補助金相当額(要返還額)

金

- 3 添付書類
 - (1)確定申告書の写し、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し、その他参考となる書類
 - (2) 消費税等仕入控除税額の積算書類